

○川越市家庭保育室要綱

(昭和五十一年五月一日)
(告示第十七号)(受託者の資格)
(昭和三三五・五一・一部改正)

んじて生業等に専念できることを図るとともに、児童福祉の増進に資することを目的とする。

改正
昭和五一年 四月 一日告示第 五七号 昭和五年四月 一日告示第 五二号

昭和四年 三月三日告示第 六八号 昭和四年二月 六日告示第 七五号

昭和五年 四月一二日告示第 五一号 昭和五年七月 二九日告示第二〇九号

昭和五年三月一五日告示第一三六号 昭和五年四月 一四日告示第一三五号

昭和五九年六月一五日告示第一〇一号 昭和六年四月 五日告示第一八七号

昭和六年四月四日告示第一八六号 昭和六年四月 七日告示第一八五号

昭和六年七月四日告示第一五〇号 昭和六年八月一八日告示第一〇四号

昭和六年七月八日告示第一三七号 昭和六年五月二日告示第一四〇号

昭和六年五月二〇日告示第一三六号 昭和六年五月二二日告示第一四〇号

昭和五年八月一七日告示第一六六号 昭和五年八月一七日告示第一八五号

昭和五年六月一五日告示第一七八号 昭和六年九月二日告示第一七九号

昭和七年五月一日告示第一三四号 昭和八年四月一八日告示第一三三号

昭和九年九月二日告示第一三八号 昭和九年六月一七日告示第一七七号

昭和一年二月五日告示第一三五号 昭和一年五月二二日告示第一四〇号

昭和一年二月五日告示第一四三号 昭和一年五月三日告示第一八五号

昭和一年二月六日告示第一五四一號 昭和一年三月三日告示第一八七号

昭和二年四月一日告示第一八二号 昭和二年四月一八日告示第一三二号

昭和三年四月一日告示第一八一号 昭和三年四月一八日告示第一三二号

昭和四年四月一日告示第一八三号 昭和四年五月二日告示第一三〇号

昭和四年五月二〇日告示第一三七号 昭和四年八月一七日告示第一八五号

昭和五年三月三日告示第一八七号 昭和五年四月 一七日告示第一一六号

昭和五年六月一五日告示第一七八号 昭和五年九月二日告示第一七九号

昭和六年五月一日告示第一三四号 昭和六年四月一八日告示第一三三号

昭和七年九月二日告示第一七七号 昭和七年六月一七日告示第一七七号

昭和八年四月一八日告示第一三三号 昭和八年五月二二日告示第一四〇号

昭和九年五月二日告示第一三八号 昭和九年六月一七日告示第一七七号

昭和一年二月五日告示第一三五号 昭和一年五月二二日告示第一四〇号

昭和一年二月五日告示第一四三号 昭和一年五月三日告示第一八五号

昭和一年二月六日告示第一五四一號 昭和一年三月三日告示第一八七号

昭和二年四月一日告示第一八二号 昭和二年四月一八日告示第一三二号

昭和三年四月一日告示第一八三号 昭和三年五月二日告示第一三〇号

昭和四年四月一日告示第一三七号 昭和四年八月一七日告示第一八五号

昭和五年三月三日告示第一八七号 昭和五年四月 一七日告示第一一六号

昭和五年六月一五日告示第一七八号 昭和五年九月二日告示第一七九号

昭和六年五月一日告示第一三四号 昭和六年四月一八日告示第一三三号

昭和七年九月二日告示第一七七号 昭和七年六月一七日告示第一七七号

昭和八年四月一八日告示第一三三号 昭和八年五月二二日告示第一四〇号

昭和九年五月二日告示第一三八号 昭和九年六月一七日告示第一七七号

昭和一年二月五日告示第一三五号 昭和一年五月二二日告示第一四〇号

昭和一年二月五日告示第一四三号 昭和一年五月三日告示第一八五号

昭和一年二月六日告示第一五四一號 昭和一年三月三日告示第一八七号

昭和二年四月一日告示第一八二号 昭和二年四月一八日告示第一三二号

昭和三年四月一日告示第一八三号 昭和三年五月二日告示第一三〇号

昭和四年四月一日告示第一三七号 昭和四年八月一七日告示第一八五号

昭和五年三月三日告示第一八七号 昭和五年四月 一七日告示第一一六号

昭和五年六月一五日告示第一七八号 昭和五年九月二日告示第一七九号

昭和六年五月一日告示第一三四号 昭和六年四月一八日告示第一三三号

昭和七年九月二日告示第一七七号 昭和七年六月一七日告示第一七七号

昭和八年四月一八日告示第一三三号 昭和八年五月二二日告示第一四〇号

昭和九年五月二日告示第一三八号 昭和九年六月一七日告示第一七七号

昭和一年二月五日告示第一三五号 昭和一年五月二二日告示第一四〇号

昭和一年二月五日告示第一四三号 昭和一年五月三日告示第一八五号

昭和一年二月六日告示第一五四一號 昭和一年三月三日告示第一八七号

昭和二年四月一日告示第一八二号 昭和二年四月一八日告示第一三二号

昭和三年四月一日告示第一八三号 昭和三年五月二日告示第一三〇号

昭和四年四月一日告示第一三七号 昭和四年八月一七日告示第一八五号

昭和五年三月三日告示第一八七号 昭和五年四月 一七日告示第一一六号

昭和五年六月一五日告示第一七八号 昭和五年九月二日告示第一七九号

(目的)

第一条 この要綱は、保護者の労働又は疾病等の事由により、保育に欠ける生後八週間以上三歳未満児（以下「児童」という。）の保育を、自宅等を開放し家庭保育室を設け、児童を保育する者（以下「受託者」という。）に委託することにより、保護者が安

二 健康で児童の保育に専念できること。
2 前項の規定にかかわらず、育児等の経験を有し、本市の認可保育所で六日間以上の幼児保育実習を受け、市長が適当と認めたものも受託者とすることができる。

（昭和三三五・五一・一部改正）
(昭和三三五・平一四告示四三・平一七告示一六・一部改正)

第三条 家庭保育室は、次の要件を備えていなければならない。

一 保育する部屋は一階とする。ただし、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）の場合は二階までとし、二以上の地上に通ずる直通階段を設けることとする。

二 保育に専用する部屋及び屋外遊戯場（家庭保育室の付近にある屋外遊戯場に代るべき場所を含む。）の面積は、児童一人当たりおおむね三・三平方メートルとする。

D [川越市一四一]

たりおおむね三・三平方メートルとする。

三 家庭保育室には、保育に必要な備品及び給食を行うための衛生的な給食設備を備えておかなければならない。

四 その他市長が必要と認める設備を備えることとする。

(平一告示三三五・一部改正)

(保育時間)

第七条 保育時間は一日八時間とし、状況に応じて受託者と保護者が協議のうえ、伸縮することができる。

(平一告示三三五・追加)

2 保育をしない日は、日曜日、国民の祝日等とする。

(平一告示三三五・旧第六条下・一部改正)

(指定申請)

第八条 家庭保育室の指定を受けようとする者は、次の書類を市長に提出して申請しなければならない。

一 家庭保育室指定申請書（様式第一号）

二 保育室に関する調査書（様式第二号）

三 保育設備に関する調査書（様式第三号）

(昭六一告示八六・一部改正・平一告示三三五・旧第七条下)

(定員等)

第六条 家庭保育室で保育できる児童の定員は、一施設につき二十人以内とする。

2 受託者は、保育に従事する者（受託者が保育に従事する場合は、受託者を含む。）を、児童の数六人につき一人配置しなければならない。この場合において、児童の数は二歳児の数をもつて表

(平一告示三三五・旧第八条継下)

(基本保育料等の報告)

第十一条 受託者は、毎年四月五日までに、基本保育料、時間外保育料、給食費等保護者から徴収する一切の料金について市長に報告しなければならない。

2 受託者は、前項に規定する市長に報告すべき料金について、当該年度末まで変更しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一告示三三五・旧第八条二款下)

(緊急保育)

第十二条 市長は、定員に達していない家庭保育室と協議のうえ、緊急かつ一時的に家庭での保育ができない児童の保育を委託することができる。

(平一告示三三五・旧第九条継下)

(委託申請手続)

第十三条 家庭保育室に児童の保育を委託しようとする者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

一 家庭保育委託申請書（様式第六号）

二 勤務・内職・自営証明書（様式第七号）

三 委託しようとする児童の健康診断書（零歳児及び一歳児のみ）

第十四条 市長は、家庭保育室に保育を委託した児童が第四条に規定する入所資格を有するものと認めた場合には、速やかに委託の決定をするものとする。ただし、当該家庭保育室に欠員がない場合には、この限りでない。

(昭六告示八六・一部改正、平一告示三三五・旧第十一条継下)

(委託の取消し)

第十五条 保護者は、児童を家庭保育室から退所させようとするときは、家庭保育室退所届（様式第九号）により市長に届け出なければならない。

(昭六告示八六・一部改正、平一告示三三五・旧第十三条継下)

(委託費等)

第十六条 家庭保育室に対する委託費は、次に掲げる経費とし、毎月初日の委託児童数を基準にして算定（施設費及び第八号イに規定する。

D [川越市一四一]

定する保育補助者推進費を除く。)する。

一 保育費 委託児童一人につき、零歳児月額三万九千五百円、

一歳児及び二歳児月額二万四千五百円。ただし、一月の保育日数が六日未満の場合には、当該月分の保育費は、それぞれの二分の一の額とし、保育日数がない月の保育費は、交付しないものとする。

二 保育料軽減費 次に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ定める額。ただし、保育の日数が六日未満の場合は、二分の一の額とする。これらの場合において、実際に保育に要した費用が保育料軽減費未満の場合は、その費用とする。

イ 同一世帯に属する他の児童が保育所に入所していない場合の一人の児童（同一世帯から二人以上の児童が家庭保育室に入所している場合に該当する児童とする。）別表に定める保育料軽減費。

ロ 同一世帯から二人以上の児童が家庭保育室に入所している場合におけるイに該当する児童以外の児童及び同一世帯に属する他の児童が保育所に入所している場合における家庭保育室に入所している児童 基本保育料から別表に定める保育料軽減費を差し引いた額の二分の一の額と一万二千円とのいづれか少ない金額及び別表に定める保育料軽減費との合計額

四 保険費 次に掲げる額の合計額

イ 傷害保険費 児童一人当たり年額千七百五十円

ロ 賠償責任保険費 一家庭保育室当たり年額一万四千円以内

五 研修費 家庭保育室において、保育に従事する者のうち一日六時間以上かつ一月十五日以上勤務する者（以下「保育者」という。）について、一人当たり夏期研修費として四万円、冬期研修費として七万円。この場合において、交付の対象となる保育者の数は、夏期については六月一日、冬期については十一月一日現在の受託定員を三で除した数（端数が生じた場合は、小数点以下を切り上げた数）と、夏期については六月一日、冬期については十一月一日の実際の保育者数のいずれか少ない数とする。

六 検診費 家庭保育室において、保育者が健康診断を受けた場合に、保育者一人につき年額七千百円。ただし、実際の健康診断に要した費用が検診費を下回る場合は、その費用を交付する。

七 施設費 家庭保育室の定員が六人未満の場合は月額一万四千円、定員が六人以上十人未満の場合は月額一万八千円、定員が十人以上十五人未満の場合は月額二万二千円、定員が十五人以上の場合には月額二万六千円

八 保育補助者推進費 次に掲げる額の合計額

イ 七千円に毎年四月一日現在の家庭保育室の定員数を乗じて得た額

ロ 現年度の四月、五月及び六月の初日におけるそれぞれの委託児童数が前年度三月一日現在の委託児童数を下回った場合

において、下回った児童数に第一号に規定する零歳児一人につき交付する一月当たりの額と、一歳児及び二歳児一人につき交付する一月当たりの額の平均の二分の一を乗じて得た額

九 零歳児保育促進費 委託児童一人につき月額三千円

十 長時間保育促進費 委託児童一人につき一日十一時間以上の保育を行つた日の一週間における日数が、市長が別に定める日数を超える場合は、当該児童一人につき月額二千円

十一 安定雇用費 健康保険及び厚生年金保険が適用される家庭保育室に対して、それらの事業主負担分及び児童手当拠出金に相当する額

十二 障害児対策費 障害児（身体障害者手帳若しくは療育手帳を保持している児童又は医師等に障害児との診断等を受けた児童をいう。）の人数を三で除して得た人数以上の障害児を担当する保育補助者を雇用している家庭保育室に対して、障害児一人につき月額四万四千二百円

2 保育している児童が、受託者又は保育補助者の三親等内の親族であるときは、委託費交付の対象としない。

3 県内他市町村にて指定された家庭保育室に児童の保育を委託した場合には、当該家庭保育室に対して、第一項第一号の保育費、同項第二号の保育料軽減費及び同項第十二号の障害児対策費を交付する。

4 第一項第一号に規定する保育費、同項第二号に規定する保育料軽減費、同項第三号に規定する教材費、同項第七号に規定する施設費、同項第八号に規定する保育補助者推進費、同項第九号に規定する零歳児保育促進費、同項第十号に規定する長時間保育推進費、同項第十一号に規定する安定雇用費及び同項第十二号に規定する保育対策費は当月分を翌月以降に、同項第四号に規定する保育費、同項第六号に規定する検診費及び同項第八号に規定する保育費、同項第五号に規定する研究費は全額を一時に、同項第五号に規定する研究費は六月一日及び十一月一日現在の受託定員が確定した後に交付する。

5 市長は、保育料軽減費の額を家庭保育委託決定書により、受託者及び保護者に通知する。

6 受託者は、保育料軽減の対象となつた保護者からは、保育料軽減費を差し引いた保育料を徴収しなければならない。

（昭五八告示一三五・昭五九告示一〇一・昭六〇告示八七・昭六一告示八六・昭六二告示八五・昭六三告示一〇四・平元告示一七一・平二告示一四〇・平三告示一三六・平四告示一八五・平五告示一六六・平六告示一七八

A 「川越市③一五二」

示一六・平一一告示一八一・一部改正

（指定の取消し・廃止）

第十八条 市長は、受託者が適正な保育を行つていないと認めたときは、第九条の指定を取り消すことができる。

2 受託者が家庭保育室を廃止しようとするときは、家庭保育室廃止届（様式第十四号）により、廃止しようとする日の一月前までに市長に届け出なければならない。

（昭六一告示八六・一部改正、平二告示三三五・旧第十六条以下、平一七告示一六・一部改正）

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和五二年四月一日告示第五七号）
この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年四月一日告示第五二号）
この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三一日告示第六八号）
この要綱は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年一二月六日告示第一七五号）
この要綱は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年四月一二日告示第五一号）
この要綱は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適

- 1 一家庭保育室委託費請求書（様式第十号又は様式第十一号）
- 2 預金口座振込依頼書（様式第十二号）
- 3 前条第一項第五号に規定する研修費の請求は、六月一日及び十一月一日現在の受託定員が確定したあとに研修費（夏期・冬期）請求明細書（様式第十三号）を家庭保育室委託費請求書に添えて行うものとする。この場合において、受託者は、研修費受領後速やかに、保育者の領収書を市長に提出しなければならない。
- 4 前条第一項第六号に規定する検診費の請求は、受診後に、医療機関の領収書を添えて行うものとする。

（昭五八告示二三五・昭五九告示一〇一・昭六〇告示八七・昭六一告示八六・昭六二告示一〇四・平三告示一三六・平四告示一八五・平六告示一七一・一部改正、平一告示三三五・旧第十五条以下、一部改正、平一七告

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成十年度分の委託費の請求から適用する。

2 改正後の告示の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内払とみなす。

附 則（平成一一年一二月一五日告示第三三五号）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定は、平成十二年四月一日から適用する。

2 この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（第五条の次に一条を加える改正規定を除く。以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成十一年度分の委託費の請求から適用する。

3 改正後の告示の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内払とみなす。

附 則（平成一三年一月三〇日告示第三八号）

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成十二年度分の委託費から適用する。

2 改正後の告示の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱の規定に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内払とみなす。

附 則（平成一四年一月五日告示第四三号）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、平成十四年三月一日から適用する。

2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成十三年四月分以後の委託費について適用する。

3 改正後の告示の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱の規定に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内払とみなす。

附 則（平成一五年二月七日告示第五四号）

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

2 この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内払とみなす。

附 則（平成一五年二月二六日告示第五四一号）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。

2 この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内払とみなす。

附 則（平成一七年三月二五日告示第一一六号）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。

2 この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内払とみなす。

附 則（平成一七年三月二九日）

A [川越市③一五二]

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年七月一七日告示第三五六号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成二十一年七月分以後の委託費について適用する。

附 則（平成二三年四月一八日告示第三二一一号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成二十三年四月分以後の委託費について適用する。

別表(第16条関係) (平20告示182・企改、平21告示356・平23告示321・一部改正)

階層	児童の属する世帯の階層区分	保育料輕減費(月額)
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	円 44,000
2	1階層及び4階層から12階層までを除き、前年度分の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の非課税世帯	44,000
3	1階層及び4階層から12階層までを除き、前年度分の市町村民税の課税世帯	38,000
4	1階層を除き、前年分(1月から3月までの月分の保育料輕減費については前々年分)の所得税の課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	7,500円未満 33,000
5		7,500円以上15,000円未満 29,000
6		15,000円以上30,000円未満 26,000
7		30,000円以上45,000円未満 22,000
8		45,000円以上60,000円未満 19,000
9		60,000円以上75,000円未満 13,000
10		75,000円以上90,000円未満 10,000
11		90,000円以上135,000円未満 7,000
12		135,000円以上250,000円未満 4,000

備考 市長は、失業、疾病、その他特別の理由により保護者の属する世帯の収入が減少したため、前年分の所得税に基づく階層区分によることが適当でないと認めるときは、当該保護者の負担能力の程度に応じて階層区分を変更することができる。

様式 略

A [川越市③一五一]

D [川越市一三六]

(委託申請手続)
第三条 児童の保育を委託しようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

一 緊急保育委託申請書(様式第一号)

二 児童の健康診断書(二歳未満児のみ)

(入所の決定)

第四条 市長は、前条の申請があつたときは、申請内容を審査のうえ入所の適否を決定し、その結果を緊急保育委託決定書(様式第二号)により保育室及び申請者に通知するものとする。

(委託の期間)

第五条 緊急保育の委託期間は、原則として一月以内とする。ただし、状況に応じ市長が認めたものについては、三月まで延長することができる。

(目的)

第一条 この要綱は、緊急かつ一時的に家庭での保育ができない児童を定員に達していない家庭保育室(以下「保育室」といふ。)に保育を委託することによって、児童の福祉向上を図ることを目的とする。

(入所資格)

第二条 保育室に入所できる児童は、次の要件を備えていなければならぬ。

- 一 児童及びその保護者が市内に居住していること。
- 二 生後八週間以上就学前までの健康な児童であること。
- 三 母親の出産又は病気等により家庭での保育に欠け、短期間で正常な保育にもどれる家庭の児童であること。

(昭六一告示一五〇・一部改正)

(保育料)

- 第六条 保育室に対する委託費等の額は、次のとおりとする。
 - 一 委託費は、別表のとおりとし、保育日数が六日未満の場合半額とする。ただし、実際に保育に要した費用が、委託費を下回る場合は、その費用とする。
 - 二 補償費は、委託児童一名に付き月額一万五千円とする。

第八編 厚生（川越市緊急保育実施要綱）

第七条 児童の保護者は、保育に要する費用と市からの委託費との差額分を負担するものとする。

（保育時間）

第八条 保育時間は、一日八時間とし、状況に応じて伸縮できるものとする。

2 保育をしない日は、日曜日及び国民の祝日等とする。

（委託費等の請求）

第九条 委託費及び補償費の請求は、保育を終了した日から五日以内に緊急保育委託費等請求書（様式第三号）により行わなければならぬ。

（委託費等の支払）

第十条 市長は、前条の請求があつたときは、その適否を審査し、適当と認められたものについては、保育を行つた日数に基づき、請求のあつた日から一月以内に支払うものとする。

（適用）

第十一條 この要綱に定めのない事項については、保育所の例による。

附 則

この要綱は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附 則（昭和五四年一二月六日告示第一七六号）

D〔川越市〕三六

D〔川越市〕三六

別表（第六条関係）

区分	三歳未満児	三歳以上児
一 生活保護世帯及び市民税非課税世帯	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
二 所得税非課税世帯	二七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
三 所得税六万円未満である世帯	二三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
四 所得税九万円未満である世帯	一六、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
五 所得税十五万円未満である世帯	一一、〇〇〇円	九、〇〇〇円
六 所得税十五万円以上である世帯	八、八〇〇円	五、〇〇〇円

この要綱は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五六年七月二九日告示第一一〇号）

1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和五六年四月一日から適用する。

2 保育室が、改正前の川越市緊急保育実施要綱第六条第一号の規定に基づいて、昭和五十六年四月一日以後の分として支給を受けた補償費は、改正後の要綱の規定による補償費の内払とみなす。

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年七月四日告示第一五〇号）

この告示は、公布の日から施行する。